60	リスク・アセットの額の合計額　(ヲ)				
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier１比率（(ハ)／(ヲ)）				
62	連結Tier１比率　((ト)／(ヲ))				
63	連結総自己資本比率　((ル)／(ヲ))				
調整項目に係る参考事項　(6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項　(7)					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額				
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係るTier２資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項　(8)					
82	適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
84	適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1)　普通株式等Tier１資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2)　普通株式等Tier１資本に係る調整項目

a　「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

e　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

f　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

g　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。